## 意見陳述書

2020年8月21日

東京地方裁判所民事第1部御中

原告 湯川裕司

## 1 逮捕に至る異常な経緯

私は2018年8月28日、恐喝未遂で逮捕されました。

逮捕当日の朝、武委員長が逮捕されたことを組合の仲間からの連絡で初めて知りました。ニュースの報道では、嫌疑は組合から暴力団にお金が流れている可能性まであるとのことでしたが、事実無根であり、フェイクニュースが堂々とテレビで流れていることに驚きました。ただ、この時は、まさか自分も逮捕されるとは思っていませんでした。

午後3時頃、滋賀県警が私の母親の携帯に連絡をしてきました。母からの伝言で、 滋賀県警が家宅捜査をしたいので私に家に戻ってきて欲しいと言っているということ を知りました。家宅捜索される自宅は私の名義であり、私に直接連絡をすればいいの に、わざわざ母親に連絡するのは嫌がらせだと思いました。

私は急遽、自宅に戻りました。私は刑事に、逮捕状の有無を確認し、「逃げることもないのだから近所の目もあるので手錠をかけないでほしい。」と言いました。しかし、刑事は指名手配が出ているから手錠をかけなくてはならないと言ってきました。

私はその時、初めて自分に指名手配がかかっていることを知りました。なぜ直接、連絡をしてこなかったのか、母親に連絡していたのかを理解しました。警察は、私が逃走しているということにしたかったのです。

私が自分に逮捕状が出ていると知ったのは家宅捜索中でしたが、既に関生支部をネットで誹謗中傷する個人や団体、それと大阪広域生コンクリート協同組合の者たちが私の自宅前を取り囲んでいました。これは、警察が事前に情報を流さない限り、ありえないことです。

私は手錠をかけられた状態で家から出されて、手錠姿を大衆環視に晒された上で、滋賀県警守山署に連行されました。

このエピソードだけでも、今回の一連の逮捕勾留が捜査目的ではなく、逮捕勾留の 形を取った労働組合潰しであり、異常・違法な身体拘束であることがお分かり頂ける と思います。

# 2 事件捜査とはいえない取り調べの内容

今回の異常・違法な身体拘束中に私が受けた取り調べも、捜査目的ではなく、やはり労働組合潰しを目的としたものでした。

取り調べでは、取調官は、武委員長をはじめ他の組合の仲間を誹謗中傷するような発言に終始し、事件の捜査とは全くいえないものでした。それだけではなく、警察は私の家族にも執拗に連絡をして、夜の営みはどうでしたか等と、事件に全く関係のないことを聞くなど、常軌を逸した捜査、聞き取りをしていました。

労働組合潰しが目的であることは明らかでした。その手段として、私個人を徹底的に苦しめ社会的にも抹殺する意図が明確に理解できました。

## 3 私を社会的に抹殺し、組合を潰すための異常な長期勾留

こういった取り調べが、滋賀県警で計5つの容疑に基づく合計4回の逮捕・勾留で 一貫しておこなわれました。

また、滋賀の3回目の事件以降に保釈ができる状況になると、私を保釈させないために、今度は京都府警組織犯罪対策課に逮捕され、山科署に移送されました。

京都府警での取り調べも、滋賀県警同様、武委員長や他の組合員の誹謗中傷に終始していました。事件とは関係のないものでした。

京都府警で4回目・5回目の逮捕がなされた後、再度、滋賀県警守山署に引き戻され6回目の逮捕となりました。

その後、京都府警で7回目、和歌山県警で8回目の逮捕となり和歌山の事件は不 起訴でしたが、計8事件で起訴となりました。

結局、私は、2018 年 8 月 28 日から 2020 年 6 月 1 日の 644 日もの間、不当逮捕による勾留を余儀なくされたのです。10 日間を除き、634 日間は接見禁止がつけられていました。家族と会うことはできません。組合の仲間と会うことも出来ません。私を社会から孤立させ、社会的に抹殺し、私を組合運動から引き剥がし、組合を弱体化させ、潰す。その意図が明らかでした。

#### 4 さいごに

私は 644 日間、人権を無視され、私の人生や環境は破壊され一変しました。私は 自分の人生と環境を取り戻すために本訴訟を提起しました。

私たちが、権力の暴走をこの訴訟によって止め、日本が法治国家であることを示さなければ、この国の人権はなくなり、差別が横行し、多くの市民が犠牲となる国へと変貌します。

裁判所には、憲法・法律にのっとり、本来の最後の砦として、この刑事弾圧事件について公正に判断していただきたいと思います。

以上